

令和8年度トラック運転者の睡眠時無呼吸症候群（SAS）

スクリーニング検査受診助成事業要領

令和8年4月1日

公益社団法人福島県トラック協会

1 助成の目的

この助成金は、公益社団法人福島県トラック協会（以下「協会」という。）の普通会员及び賛助会員（以下「会員」という。）のトラック運転者（以下「運転者」という。）が睡眠時無呼吸症候群（以下「SAS」という。）スクリーニング検査を受診した場合に、その一部を助成し、SAS患者の早期発見と適切な治療及び治療中の運転者に対する点呼時の健康管理を通じて、労働災害事故防止に寄与することを目的とする。

2 助成対象者

会員で、会費の未納が無いもの（ただし、新規普通会员の場合は、入会后6カ月以上経過し、会費の未納が無いもの）。

3 助成の対象となる検査

会員の県内事業所（支店・営業所を含む）に勤務する運転者が受診するSASスクリーニング検査のうち、健康保険適用外である次に掲げる検査を令和8年4月1日（ただし、新規会員の場合は入会日）から令和9年2月22日までの間に受診した場合とする。

（1）第一次検査（簡易アンケートによるチェック、分析、判定）

（2）第二次検査（フローセンサ法やパルスオキシメトリ法等による簡易スクリーニング検査）

4 指定検査・医療機関

全ト協指定機関である次の3機関とする。

	住 所	電 話 番 号	F A X 番 号
NPO法人 睡眠健康研究所	〒156-0041 東京都世田谷区大原 2-15-15	03-5355-9941	03-5355-9956
NPO法人 ヘルスケアネット ワーク (東京オフィス)	〒101-0052 東京都千代田区神田小川町 1丁目 3番 1号 NBF小川町ビルディング 4階 (一社) 専門医ヘルスケアネットワーク事務局内	03-3295-1271	03-3295-1274
一般社団法人 運輸・交通SAS 対策支援センター	〒160-0004 東京都新宿区四谷 3丁目 2番 5号 全日本トラック総合会館 2階	03-3359-9010	03-3356-5454

5 助成件数

1会員あたり令和8年度助成事業基礎台数（令和8年4月1日現在で協会に届け出ている車両保有台数）と同数まで（ただし、新規普通会员の場合は入会時の台数とする。）とし、助成事業基礎台数が50台を超える場合は50件を上限とする。

6 助成金額

第一次検査費用 1人 1,000円

第二次検査費用 1人 4,000円

第一次・二次検査費用の合計5,000円（運転者1人につき年1回）とする。

ただし、5,000円未満の場合はその額とする。

7 申請期間

- (1) 事前申込は原則として令和8年4月1日から令和8年12月25日までとする。
- (2) 実績報告書の提出は令和8年5月1日から令和9年2月22日までとする。
ただし、予算枠に達した場合、その時点で終了とする。

8 予算額 4,000,000円

9 助成金の申請手続

- (1) 事前に「スクリーニング検査事前申込書（様式1-1）」を協会宛に郵便等又は持参により提出すること。
- (2) 事前申込を提出した会員は、検査を受けようとする指定検査・医療機関に予約をし、「スクリーニング検査申込書兼委任状（様式1-2）」に記入し、正本を指定検査・医療機関に提出し、写しを会員が保管すること。
指定検査・医療機関及び会員は、個人情報保護法に基づき、当該申込書兼委任状の目的外利用及び紛失、流出などの無いよう充分注意すること。
- (3) 会員は、検査終了後、「スクリーニング検査実績報告書（様式1-3）」に必要な書類を添えて協会宛に郵便等または持参により提出すること。

10 助成金の返還

- (1) 協会は、次のいずれかに該当するときは、助成金の返還を命じることができる。
 - ア この要領その他協会が定める事項に違反したとき。
 - イ 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。
- (2) 前項の規定により返還を命じられた会員については、協会が行う助成事業すべてに係る申請は、原則として、当分の間、これを受付又は交付決定を行わないものとする。

11 注意事項

- (1) 申込者は予約した日より原則1ヶ月以内に検査を受けること。
- (2) 国又は他の団体等から助成金を受けた（受ける）場合は助成の対象とならない。